

設置期限迫る!

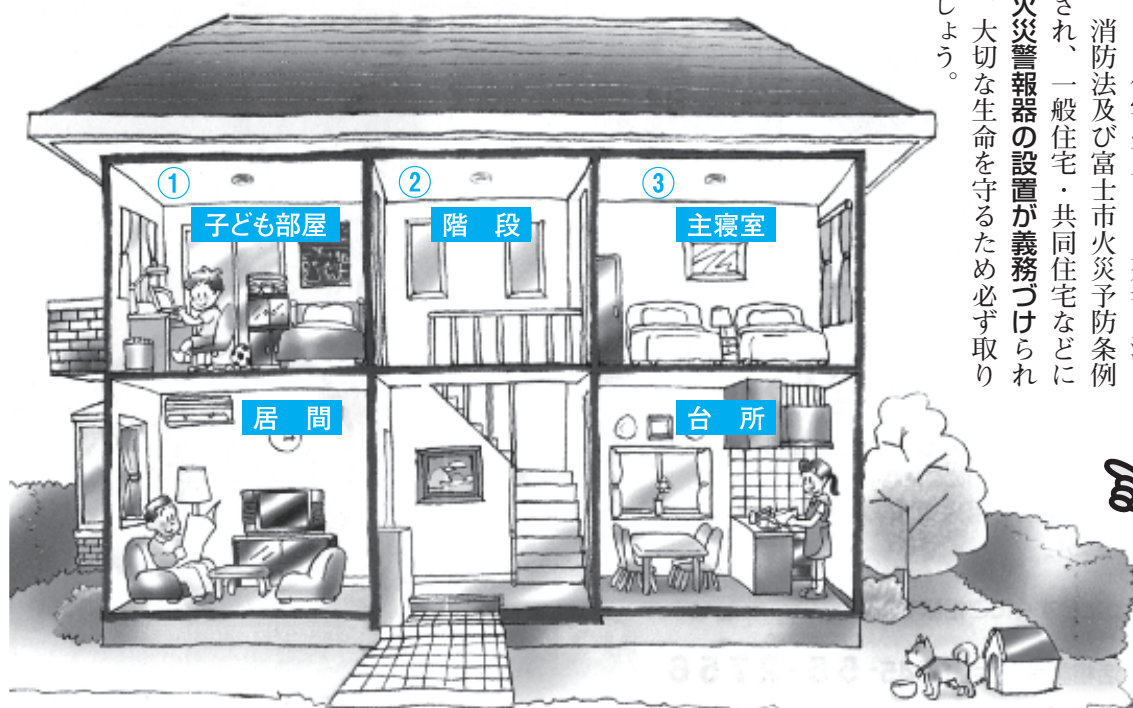
住宅火災から大切な生命を守るために

住宅用火災警報器を 設置しましょう

6月1日
義務化

住宅火災による死者（放火自殺者などを除く）は、増加傾向にあり、建物火災による死者の約9割を占めます。そのうち約6割は「逃げおくれ」によるもので、就寝時間帯に集中しています。

このような住宅火災による死者を減らすため、消防法及び富士市火災予防条例が改正され、一般住宅・共同住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。大切な生命を守るため必ず取り付けましょう。



住宅用火災警報器

Q&A



どこで販売しているの？

ホームセンターや電気店などで販売しています。詳しくは、各店舗へお問い合わせください。

●注意 悪質な訪問販売にご注意ください！

どこに取りつければいいの？

寝室（上図の①・③）

就寝に使用するすべての部屋の天井または壁に設置します。

階段（上図の②）

就寝に使用する部屋がある階の階段の、踊り場の天井または壁に設置します。

※上図の住宅の場合、2階の主寝室、階段、子ども部屋の合計3か所に取りつけます。

※台所には設置の義務はありませんが、出火の可能性が高いので取り付けをお勧めします。

〈問い合わせ〉

●消防本部予防課 ☎55-2859（平日8:30～17:15）FAX 53-4633

●中央消防署 ☎51-0119・西消防署 ☎63-7000（平日17:15～8:30、土・日曜日、祝休日）
市ウェブサイトトップページ（<http://fujishi.jp>）⇒こんなときはどうする？「住まい」⇒「住まいについてのお役立ち情報」⇒「住宅用火災警報器」をクリックしてください。